

入 札 説 明 書

碧南市の鷺塚第2処理分区公共下水道整備工事（第1工区）に係る公告に基づく、一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 対象工事

- (1) 工事名 鷺塚第2処理分区公共下水道整備工事（第1工区）
- (2) 工事場所 碧南市笹山町地内
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和2年2月14日まで
- (4) 工事概要
 - 工事延長 $L = 1,054\text{m}$
 - 管きょ延長 $PRP\Phi 200L = 1,030\text{m}$
 - マンホール設置工 $N = 30$ 基
 - 取付管設置工 $N = 106$ 箇所
 - 舗装復旧 仮復旧 $A = 970\text{m}^2$
- (5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して、落札者を決定する事前審査型総合評価（特別簡易型）落札方式とする。

2 競争参加資格

- (1) 入札参加者は、入札参加資格者名簿に登録されている者で、条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、本市から競争入札参加停止措置又はそれに準じる措置を受けていないこと。
- (2) 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月27日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、対象工事の業種について一定の許可を受け、土木一式工事を営んでいること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 碧南市における入札参加資格者名簿又は市内業者の格付名簿に登録され、かつ土木一式工事の総合評点が680点以上の市内業者

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格確認の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなす。
- (7) 元請として過去10年間（平成21年度から平成30年度）で次に掲げる同種の工事を完了・引渡した実績（以下「施工実績」）があること。
- ① 土木一式工事で、施工実績は、愛知県内における、碧南市、愛知県又は国が発注した工事で元請として施工したもの。

3 提出書類（電子調達システムによるもの以外）

(1) 提出を要する書類

- ① 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加申請書（様式1）【必須】
- ② 企業評価対象工事の施工実績調書（別紙1）【必須】
- ③ 企業における工事成績調書（別紙2）【必須】
- ④ 配置予定技術者調書（別紙3）【必須】
- ⑤ 地域内における工事の施工実績調書（別紙4）（加算を受けようとする時）【任意】
- ⑥ ISO9001に認証されていることが判る証明書類（加算を受けようとする時）【任意】
- ⑦ 碧南市災害復旧協議会登録等証明書（加算を受けようとする時）【任意】
- ⑧ 碧南市消防団在籍者証明書（加算を受けようとする時）【任意】
- ⑨ ISO14001に認証されていることが判る証明書類（加算を受けようとする時）【任意】

なお、提出書類に関しては、内容確認等のためヒアリングを行う場合がある。

(2) 受付期間

令和元年6月4日（火）から令和元年6月6日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 受付場所

碧南市総務部資産活用課契約検査係

郵便番号 447-8601

住所 碧南市松本町28番地

電話番号 0566-95-9871 (ダイヤルイン) 内線 (451)

4 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価基準

各評価項目については、下記の評価基準に基づき加点するものとする。

① 企業の技術力に関する事項 (配点10点)

評価項目	評価基準	加算点
企業評価対象工事の施工実績 【県内過去5年間】 ※1、※4	3件以上	3点
	2件	2点
	1件	1点
	0件	0点
工事成績評定 【市内過去3年間の各年度の平均点の 平均点】 ※2、※5	平均80点以上	6点
	平均78点以上80点未満	5点
	平均76点以上78点未満	4点
	平均74点以上76点未満	3点
	平均72点以上74点未満	2点
	平均70点以上72点未満	1点
	平均70点未満	0点
ISO取得の有無 (ISO9001) ※3	取得 有	1点
	取得 無	0点

※1 企業評価対象工事とは、最終契約金額が2,500万円以上の下水道本管（汚水）の布設工事を含む工事で、施工実績とは、愛知県内における、碧南市、愛知県又は国が発注した工事を元請として施工したものとする。ただし、共同企業体としての実績は、構成員としての出資比率が20%以上のものとし、契約金額を出資割合で按分した額が2,500万円以上となるものとする。

※2 工事成績評定について、実績の無い年度については、工事成績評定点を69点として平均点を算出する。また、工事成績評定点が69点未満の実績がある場合は、その69点未満の点数をもって平均点を算出する。

※3 入札公告日において、入札に参加する本店、支店又は営業所が認証されている

こと。

※4 県内過去5年間とは、愛知県内における、碧南市、愛知県又は国が発注した工事で、平成26年度～平成30年度に工事完了・引渡した案件とする。

※5 市内過去3年間とは、碧南市が発注し下水道課が所管する工事のうち、最終契約金額が2,500万円以上の下水道本管（汚水）の布設延長（人孔芯間の総延長）が50m以上含まれている工事で、元請として施工し、平成28年度～平成30年度に工事完了・引渡した案件とする。

② 配置予定技術者の能力に関する事項（配点9点）

評価項目	評価基準	加算点
技術者評価対象工事の施工実績 【県内過去10年間】 ※1、※3	有	1点
	無	0点
工事成績評定 【市内過去5年間で上位3件の平均点】 ※2、※4	平均80点以上	6点
	平均78点以上80点未満	5点
	平均76点以上78点未満	4点
	平均74点以上76点未満	3点
	平均72点以上74点未満	2点
	平均70点以上72点未満	1点
	平均70点未満	0点
資格保有 ※5	資格（1級土木施工管理技士）有	2点
	資格（2級土木施工管理技士）有	1点
	資格 無	0点

※1 技術者評価対象工事とは、最終契約額が2,500万円以上の下水道本管（汚水）の布設工事を含む工事で、施工実績とは、愛知県内における、碧南市、愛知県又は国が発注した工事を元請の監理技術者、主任技術者又は現場理人として施工したものとする。ただし、共同企業体としての実績は、構成員としての出資比率が20%以上のものとし、契約金額を出資割合で按分した額が2,500万円以上となるものとする。

※2 工事成績評定について、案件が3件に満たない場合は、不足する工事成績評定点を69点として平均点を算出する。また、工事成績評定点が69点未満の実績が

ある場合は、その69点未満の点数をもって平均点を算出する。

※3 県内過去10年間とは、愛知県内における、碧南市、愛知県又は国が発注した工事で、平成21年度～平成30年度に工事完了・引渡した案件とする。

※4 市内過去5年間とは、碧南市（区画整理組合等含まない）が発注し、最終契約金額が500万円以上の建設業法別表第一の建設工事の種類が土木一式の工事を元請の監理技術者、主任技術者又は現場代理人として施工し、平成26年度～平成30年度に工事完了・引渡した案件とする。

※5 配置予定技術者の変更は原則認めない。

③ 地域精通度及び貢献度に関する事項（配点8点）

評価項目	評価基準	加算点
地域内での拠点の有無	碧南市に本店有	2点
	碧南市に支店又は営業所有	1点
	碧南市に本店、支店、営業所無	0点
碧南市災害復旧協議会への参加割合 ※1	75%以上	2点
	50%以上75%未満	1点
	50%未満	0点
碧南市消防団在籍者 ※2	2人以上	2点
	1人	1点
	0人	0点
地域内における工事の施工実績 【市内過去3年間】※3、※4	有	1点
	無	0点
ISO取得の有無（ISO14001） ※5	取得 有	1点
	取得 無	0点

※1 入札公告日から条件付一般競争入札参加申請書の提出期限末日までの日において、碧南市災害復旧協議会設置規程に基づく碧南市災害復旧協議会の委員であり、入札公告年度の前年度における協議会活動への参加割合とする。

※2 入札公告日から条件付一般競争入札参加申請書の提出期限末日までの日において、役員又は社員（契約社員、アルバイトは除く）が碧南市消防団に在籍していること。

※3 地域内における工事の施工実績とは、碧南市内における、碧南市（区画整理組合

等含まない)が発注した最終契約金額が130万円超の工事を元請として施工したものとする。

※4 市内過去3年間とは、碧南市内における、碧南市(区画整理組合等含まない)が発注した工事で、平成28年度～平成30年度に工事完了・引渡した案件とする。

※5 入札公告日において、入札に参加する本店、支店又は営業所が認証されていること。

(2) 総合評価の方法

① 入札参加資格があると認められたものには標準点を与え、上記(1)の評価項目ごとに提出された書類の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点は100点とし、加算点の合計の最大は27点とする。

② 総合評価は、標準点と(1)によって得た加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)により評価する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点100点} + \text{加算点の合計}) / \text{入札価格} \times 10,000$$

(3) 提出書類及び留意事項

提出書類については、下記の事項に留意して作成すること。

提出書類名称	留意事項
企業評価対象 工事の施工実績調書 (別紙1) 【必須】	(条件) 1 企業評価対象工事とは、最終契約額が2,500万円以上の下水道本管(汚水)の布設工事を含む工事で、施工実績とは、愛知県内における、碧南市、愛知県又は国が発注した工事を元請として施工したものとする。 2 共同企業体としての実績は、構成員としての出資比率が20%以上のものとし、契約金額を出資割合で按分した額が2,500万円以上となるものとする。 3 県内過去5年間とは、愛知県内における、碧南市、愛知県又は国が発注した工事で、平成26年度～平成30年度に工事完了・引渡した案件とする。 4 条件にあてはまる工事を記載し、当該工事が確認できる(契約書の写し、工事实績情報システム(CORINS)竣工時登録データの写し等)ものを添付すること。

	5 工事成績評定点の確認できる成績書等を添付すること。
企業における 工事成績調書 (別紙2) 【必須】	(条件) 1 市内過去3年間とは、碧南市が発注し、下水道課が所管する工事のうち、最終契約金額が2,500万円以上の下水道本管(汚水)の布設延長(人孔芯間の総延長)が50m以上含まれている工事で、元請として施工し、平成28年度～平成30年度に工事完了・引渡した案件とする。 2 工事成績評定について、実績の無い年度については、工事成績評定点を69点として平均点を算出する。 3 工事成績評定点が69点未満の実績がある場合は、その69点未満の点数をもって平均点を算出する。 4 条件にあてはまる工事を全て記載すること。 5 工事成績評定点の確認できる成績書等を添付すること。
配置予定技術 者調書 (別紙3) 【必須】	(条件) 1 技術者評価対象工事とは、最終契約額が2,500万円以上の下水道本管(汚水)の布設工事を含む工事で、施工実績とは、愛知県内における、碧南市、愛知県又は国が発注した工事を元請の監理技術者、主任技術者又は現場代理人として施工したものとする。 2 共同企業体としての実績は、構成員としての出資比率が20%以上のものとし、契約金額を出資割合で按分した額が2,500万円以上となるものとする。 3 工事成績評定について、案件が3件に満たない場合は、不足する工事成績評定点を69点として平均点を算出する。 4 工事成績評定点が69点未満の実績がある場合は、その69点未満の点数をもって平均点を算出する。 5 県内過去10年間とは、愛知県内における、碧南市、愛知県又は国が発注した工事で、平成21年度～平成30年度に工事完了・引渡した案件とする。 6 市内過去5年間とは、碧南市発注(区画整理組合等含まない)の最終契約金額が500万円以上の土木一式工事で、元請として施工

	し、平成26年度～平成30年度に工事完了・引渡した案件とする。 7 条件にあてはまる工事を記載し、当該工事が確認できる（契約書の写し、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）ものを添付すること。 8 工事实績情報システム（CORINS）等で工事現場での従事が確認できる資料を添付すること。 9 工事成績評定点の確認できる成績書等を添付すること。 10 配置予定技術者の保有資格に関して確認できる資格者証の写しを添付すること。
地域内における工事の施工実績調書 （別紙3） 【任意】	（条件） 1 地域内における工事の施工実績とは、碧南市内における、碧南市発注（区画整理組合等含まない）の最終契約金額が130万円超の工事を元請として施工したものとする。 2 市内過去3年間とは、碧南市内における、碧南市発注（区画整理組合等含まない）の工事で、平成28年度～平成30年度に工事完了・引渡した案件とする。 3 条件にあてはまる工事施工実績を記載し、当該工事が確認できる（契約書の写し、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）ものを添付すること。
その他の資料 【任意】	1 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、入札に参加する本店、支店又は営業所がISO9001に認証されているものは、認証されていることが判る証明書類を提出すること。 2 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、入札に参加する本店、支店又は営業所がISO14001に認証されているものは、認証されていることが判る証明書類を提出すること。 3 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、碧南市災害復旧協議会設置規程に基づく碧南市災害復旧協議会（以下「協議会」という。）の委員であり、入札公告年度の前年度における協議会活動への参加割合が75%以上又は50%以上の実績を有するものは、協議会の発行する碧南市災害復旧協議会登録等証明書

	を提出すること。 3 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、役員又は社員（契約社員、アルバイトは除く）が、碧南市消防団に在籍しているものは、雇用を証する書類及び消防団の発行する碧南市消防団在籍者証明書を提出すること。
--	--

（４）入札説明書等に対する質問及び回答

入札説明書又は設計図書に対する質問がある場合は、質問事項を任意様式（Ａ４、縦）により下記の期間内に提出をすること。回答については、下記回答日時に閲覧に供する。

質問期間 令和元年６月６日（木）～令和元年６月７日（金）

回答日時 令和元年６月１３日（木）午後１時

閲覧場所 碧南市総務部資産活用課

（５）評価項目の審査

加算点は、条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加申請書及び添付書類に基づき、（１）の評価基準で審査して算出しますが、提出書類のみでは判断ができない場合は、内容の確認や追加資料の提出を求めることがある。また、提出した書類の記載内容が事実と違っていた場合でも書類の再提出は認めない。また、各評価項目の実績等が記載漏れの場合は、加算対象とはならない。

なお、故意に虚偽の記載を行なうなど明らかに悪質な行為が判明した場合には、競争入札参加停止等措置を講ずる場合がある。

（６）落札者の決定方法

- ① 総合評価は、下記の条件を満たす入札を行なった者のうち（２）の②によって算出した評価値の最も高いものを落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。また、落札者となるべき者の入札価格が碧南市低入札価格調査実施要領第４条の低入札調査基準価格を下回った場合において、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 発注者が設定している競争参加資格要件を全て満たしていること。
 - イ 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- ② 碧南市低入札価格調査実施要領に基づき、低入札調査基準価格及び失格基準を設定す

る。落札者となるべき者の入札金額が、低入札調査基準価格を下回り、かつ、失格基準以上の価格で入札が行われた場合は低入札価格調査（以下、「調査」という。）を行うものとする。調査の対象となった者は調査に協力すること。なお、調査に応じない者及び失格基準を下回る入札をした者は、落札者となることができない。

③ 落札者の決定は、落札者決定後、速やかに通知する。

④ 評価値及び加算点は、入札執行結果に合わせて公表する。

（７）その他

① 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された技術資料等については、返却しない。

③ 総合評価に関する審査結果を除き、提出された資料等は公表しない。

５ 取り抜け方式

（１）対象（下記分割発注工事）

	契約番号及び工事名
分割発注工事	4311000067 鷺塚第２処理分区公共下水道整備工事（第１工区）
	4311000068 鷺塚第２処理分区公共下水道整備工事（第２工区）

（２）各工事入札に関して特に定める条件

上記の工事について、分割発注工事のうち、２つ以上の工事の落札者となることはできません。

落札者の決定は、分割発注工事の開札の早い順（契約番号の順）に行いますので、分割発注工事のうち、１つの工事の落札者となった時点で、分割発注工事のうちのその他の工事の入札書は無効となります。

よって、事後審査に必要な資料（条件付一般競争入札参加資格審査申請資料）の提出を落札候補者順位１位でない者に求める場合があります。

（３）その他

同日開札日において取り抜け方式入札案件とそれ以外の案件、合わせて複数の落札候補者となった場合で、その内のいずれかの落札候補者を辞退する場合は、落札候補者となった全案件（複数の取り抜け方式入札案件を含む）の中で、予定価格の低い案件から辞退ができるものとする。